

平成29年 第10回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年5月8日(月)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子

6 議 事

- (1) 議案第30号 京丹後市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- (2) 議案第31号 京丹後市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (3) 議案第32号 京丹後市図書館協議会委員の解任及び任命について
- (4) 議案第33号 京丹後市スポーツ推進委員の解嘱について
- (5) 議案第34号 京丹後市立旧郷小学校跡施設活用検討委員会委員の解嘱及び委嘱について
- (6) 議案第35号 京丹後市立学校条例の一部改正について
- (7) 議案第36号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
- (8) 議案第37号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
- (9) 議案第38号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
- (10) 議案第39号 京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園及び学校の総称に関する規則の一部改正について
- (11) 議案第40号 第33回全日本還暦軟式野球選手権大会の開催に係る後援について
- (12) 議案第41号 第1回京丹後市ソフトバレーボール ミドル大会の開催に係る後援について

7 そ の 他

- (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る4月期承認について
- (2) 各課報告
 - <学校教育課・子ども未来課>
 - ① 5月学校行事予定について

②5月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

①ジュニアカヌースプリント春季大会について

②第8回京丹後市総合文化祭舞台芸能祭について

8 会 議 録 別添のとおり (全17頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年6月23日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 森 益 美

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
- 教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
- 子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
- 文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。

ただ今から「平成29年 第10回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

4月もあっという間に過ぎ、ゴールデンウィークも終わってしまいました。4月は年度初めであり、人事異動もあることから、業務の引き継ぎ、新規事業の取組み、学校等では入学式やPTA総会など、様々な行事等がありましたが、何とか、1か月を乗り切ることができたという思いでいます。

最初に報告をさせていただきますが、丹後町絵本読み聞かせボランティアの会が平成29年度子どもの読書活動優秀団体として文部科学大臣表彰を、子ども読書の日として定められている4月23日に東京で受賞されています。この表彰は、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている団体等に対して、その実績をたたえ行われるものであり、その功績が認められたものです。丹後町絵本読み聞かせボランティアの会に対しまして、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

本日は、先ほど網野北小学校の給食を参観いただきました。子どもたちの様子、また給食の内容はいかがでしたでしょうか。改めて、子どもたちが落ち着いて取組みができていると感じていただいたと思います。これも、小中一貫教育をはじめとする取組みの成果ではないかと思っておりますが、今後も決して気を緩めることなく、事務局と学校現場が一体となった取組みを行っていきたいと考えています。

一方で、残念ながら、市全体で昨年度の不登校数が一昨年を上回っていますので、こ

の解消に向け学校全体としての取組みを強化するよう指示しているところです。

4月14日には中学生の海外派遣事業の報告会をさせていただき、委員の皆様にも出席いただきありがとうございました。派遣中学生が頑張ってきた様子をご覧いただきましたし、発表の中で子どもたちが大変貴重な経験になったこと、自分が成長したこと、事業への感謝の気持ちなど、大変良い報告会だったと思っています。閉会のあいさつでも触れさせていただきましたが、国際的な視野を持った人材育成のために大変有意義な事業であったと纏めをしたいと考えています。本年度は、15名の派遣を計画していますし、内容も充実していきたいと考えています。

委員の皆さんも既にご承知いただいていると思いますが、丹後ちりめんが「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として日本遺産に認定されました。2020年が創業300年の年であり、丹後地域の織物の歴史、文化を活用した振興を図るために期待がされるものであり、教育委員会におきましても文化財としての活用と、学校教育では丹後学の学習の中で丹後ちりめんを取り上げていますので、更なる郷土学習の取組みが必要だと考えています。

年度初めの4月は、各組織の総会等が多く開催されており、体育協会や文化協会等の団体の総会、府内や局管内の教育長会議、府下や近畿の都市教育長会議、地教委連等多くの会議に参加しています。教育長会議では、学習指導要領の見直しもされましたし、厳しい教育環境の中、今後の教育施策についても課題も多いことが確認をされています。そのような中であって、本市の教育環境の充実を図るため、努力もしていきたいと考えています。

5月の18、19日に全国の都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が奈良市で開催されますが、その第1研究部会で、「教育行財政」というテーマで、本市の学校再配置と小中一貫教育の取組みを発表することになっています。資料は総括指導主事に作ってもらっていますが、取組みの成果を、全国に発信していきたいと思っています。

5月の学校行事予定表が配布されていますが、21日と27日に多くの小学校で運動会が開催されます。時間が許されれば、お近くの学校の参観をしていただければと思います。

本日は、「京丹後市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」をはじめ12議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

それでは、平成29年 第9回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

〈吉岡教育長〉

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

森委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第30号から議案第34号の5議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第30号から議案第34号の5議案については非公開と致します。

(非公開部分省略 議案第30、31、32、33、34号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第35号及び第36号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第35号「京丹後市立学校条例の一部改正について」、議案第36号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第35号「京丹後市立学校条例の一部改正について」と議案第36号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」を一括で説明をさせていただきます。

最初に「京丹後市立学校条例の一部改正について」を説明させていただきます。

京丹後市立新山小学校と丹波小学校の再配置について、当初の京丹後市学校再配置基本計画では予定されていませんでしたが、丹波小学校で複式学級の編制が行われることが予測されたことから、平成28年9月に計画を見直し、再配置を進めることとなりました。平成28年10月31日に「新山小・丹波小学校づくり準備協議会」が発足し協議を進めてきておりますが、準備協議会において、再配置の時期を平成30年4月とすることが確認されています。また、再配置後の学校名については、準備協議会において協議をいただき、「京丹後市立しんざん小学校」とすることとしましたので、これを踏まえ、再配置計画どおり新山小学校を拠点校として、新山小学校と丹波小学校の再配置を平成30年4月に行うため、市立学校の設置を規定しています「京丹後市立学校条例」

の一部を改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

別表において学校の名称と位置を規定していますが、第1号の表中、「京丹後市立新山小学校」と「京丹後市立丹波小学校」をひらがなの「京丹後市立しんざん小学校」に改めるものです。

施行期日については、附則で平成30年4月1日からとします。

なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととします。

学校名は、準備協議会で、地区の意見も聞きながら、参画している各団体の長がそれぞれ慎重に話し合っていた結果、選定されたということで、そういった慎重審議のうえ決定していただいています。

次に、議案第36号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案第35号で提案させていただきました新山小学校と丹波小学校の再配置に伴い、学校の通学区域の見直しが必要となりましたので、通学区域を規定しています規則の一部を改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

「番号3新山小学校」と「番号4丹波小学校」を、「番号3しんざん小学校」に改め、しんざん小学校の通学区に丹波小学校の通学区の全てを合わせて規定するものとしています。

これにより、番号6から25を1項ずつ繰り上げ、番号5から24とすることとしています。

施行期日については、学校条例の改正に合わせ、附則で平成30年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第35号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

条例や規則についての質問ではないのですが、よろしいでしょうか。

最近、いさなご小学校の「いさなご」、少し前のかぶと山小学校の「かぶと」でも、今

回のしんざん小学校の「しんざん」というように、学校名がひらがな表記で決定されているのですが、別に異を唱えるわけでは全くないです。どういう経緯でこういうひらがな表記にされているのか、そのあたりを聞かれている部分があれば教えていただきたい。

〈横島教育次長〉

かぶと山小学校といさなご小学校の場合と、今回のしんざん小学校の場合は、同じひらがな表記でも若干意味が違うというふうに考えています。

いさなご、かぶと山につきましては、地域の新しい学校の歴史的な風土とかそういった部分を総合するものは何だろうという観点の中で、小学生でも馴染みやすいという形でひらがな表記という形を取らせていただいています。

今回のしんざん小学校のひらがな表記につきましては、丹波小学校と新山小学校で、共通する自然物であるとか文化的な背景、歴史的な背景を探っていただいたのですが、ぴたっとくるものがなかったというのが大きな違いの1点めです。それと、両校といたしましては、やはりそのままの名前を使うというのは、新しい学校づくりという理念にそぐわないであろうという部分で、両小学校区の区長さんが話し合いの中で、同じように一致をして、最終どの名前が良いのだろうということを決めるために持ち寄っていただいた時に、いろいろな意見はありましたが、ひらがな表記の「しんざん」という形で、韻としては同じだけれども、新しい学校という意味もこれに込めているということはどうでしょうかと、そういった観点でひらがなの「しんざん」という表記にするということとで合意に至ったというのが今回のひらがな表記の経過です。

〈野木委員〉

最近のそういう経過はよくわかりました。こういった、ひらがな表記の校名を決定、煮詰めていかれるわけですが、当然その地域の方々の意見が最も重要なのですが、京丹後の住民の中から、そういったひらがな表記に対するご意見を聞かれたようなことはないでしょうか。

〈横島教育次長〉

先行していた学校については、ひらがなになったことについて特にそういったご意見をこちらの方にいただいたことはありません。

〈野木委員〉

わかりました。

<吉岡教育長>

基本的に、今回のように再配置で名前を決める時には、地元の意見を尊重するという
ことで、行政が主導しているものではありません。内容は教育次長が説明したとおりで
すが、説明する時にはそこは気を付けなければならない所ですね。ですから、行政がこ
ういうふうにしたいと思って決定したというふうにとられないようにしなければいけま
せん。行政はあくまでも地元の意見をまとめさせてもらったということです。

他にございませんか。

<吉岡教育長>

次に、議案第36号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして
て、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第35号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、承認
にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第36号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして
て、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。承認いただきましたので、6月議会に提案させていただきますこととなります。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第37号及び議案第38号の2議案についても、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第37号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第38号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第37号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」と議案第38号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

最初に「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

改正の内容については、京丹後市三津体育館は、学校再配置計画の中で学校跡施設利用については、利活用が決定するまでは社会体育施設として教育委員会が当面管理するという方針のもと、社会体育施設として管理をしてまいりましたが、今回、旧三津小学校を校舎と体育館を含んでの民間企業への賃貸契約についての内容が大筋で整ったことにより、社会体育施設から普通財産へ変更するものです。

ここ数年の体育館の利用状況は、地元のスポーツ団体である1団体の使用のみで、他

の団体の利用実績もなく、該当団体へは企業誘致のために社会体育施設から除外することについて説明を行い理解をいただいています。一方、市の社会体育施設として市民なら誰でも利用できるとしていることから、社会体育施設として9月までは利用することができるよう期間を置くことで、現在のところそのような対応をすることとしています。

なお、避難所としての代替機能の確保については現在総務課の防災担当が地元役員と協議をさせていただいており、一定理解はしていただいていると聞いていますが、区民への周知について徹底するように今後取り組んでいくとも聞いています。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第2条で社会体育施設の名称と位置を規定していますが、京丹後市三津体育館を削除します。あわせて、別表にそれぞれの施設ごとに利用料を規定していますが、11号の京丹後市三津体育館の項を削除し、12号から38号をそれぞれ一つずつ繰り上げ、11号から37号とします。

施行期日については、現在のところ、附則で平成29年10月1日から施行するしていますが、施行日については、企業誘致の詳細を詰める段階で、場合によっては施行だけをもう少し早めるということも可能性としてはありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくことにしています。

続いて、議案第38号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で提案させていただきました社会体育施設条例の一部改正に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める施行規則の一部を改正するものです。

改正内容は、京丹後市三津体育館を削除するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第3条で利用時間を規定していますが、京丹後市三津体育館を削除し、12号から38号を一つずつ繰り上げ11号から37号にするものです。

施行期日については、附則で条例と同日の平成29年10月1日からしていますが、先ほどと同じ事情で、これは条例と同じ日付で考えさせていただくということでご理解をいただければと思っています。

以上、2議案、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第37号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈田村委員〉

まず、三津体育館を削る理由について、聞き漏れかも知れませんが、民間への譲渡が決まっているということですか。

〈横島教育次長〉

基本的に、跡施設の利用が決まるまでは一定社会体育施設として利用するという再配置基本計画の中で、今回、商工観光部局の方で、体育館と校舎を含む利活用が民間企業さんと大筋決まり、細部を詰めていくという手続きは残っているのですが、大筋合意に至ったということです。今社会体育施設条例上にある社会体育施設は教育財産ですので、まずこの6月議会で社会体育施設条例から削除し、普通財産に変更しなければならないという手続きが必要となりましたので、今回の三津体育館の廃止という形になります。

〈吉岡教育長〉

これも言葉の使い方ですが、一応民間の会社に貸すということで提案させていただくということです。決まっていなのに提案するわけにはいかないのに、民間会社に貸すという形で進めたいということです。ただ、正式な手続きができていないので、社会体育施設から外して貸すことができるような手続きをしなければ実際には貸すことができないので、そういうふうにさせてもらっているということです。

〈久下委員〉

三津体育館が避難場所になっているからということで地元と協議をしているということでしたが、三津地区には学校を使用しなくても他に避難場所にできる所があるということですか。

〈横島教育次長〉

今聞かせていただいていますのは、三津の区民センターというのも一応避難場所にはなっているのですが、キャパシティの問題でなかなか区民センターだけでは難しいということで、緊急の場合は校舎の1階相当部分を避難所に利用させていただけるという形の中で、今回は体育館を社会体育施設から外してもらっても総務課サイドとしては困らないという説明を、今のところ私もは受けていますが、そのあたりの徹底については、今後総務課の方で責任を持ってやっていくというふうに聞かせていただいています。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

休憩

<吉岡教育長>

再開します。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第37号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第38号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第39号「京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第39号「京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、学校再配置計画に基づく京丹後市立新山小学校と丹波小学校の再配置により、新たに開校する「京丹後市立しんざん小学校」に伴うものと、京丹後市立保育所等再編計画に伴い、平成29年4月に完全民営化された「京丹後市立こうりゅう保育所」に係る整理を行うものです。

改正文の内容について説明させていただきます。新旧対照表を見ていただきたいと思います。

1点めは、第3条の峰山学園の構成する京丹後市立新山小学校と京丹後市立丹波小学校を「京丹後市立しんざん小学校」に改めるものです。2点めは、同じく第3条の久美浜学園を構成する京丹後市立こうりゅう保育所を民営化に伴い削除するものです。

本来ですと、この2点めの改正は、28年11月に行われた保育所条例の改正と同時に審議していただくべきところですが、事務局の確認不足で今回の提案になったことをお詫び申し上げます。

なお、附則で、この改正規則の第1条の規定は平成30年4月1日から施行することとし、第2条の規定は交付の日から施行することとしています。また、規則の適用は平成29年4月1日からとすることとしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第39号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

中身ではないのですが、今日議案の差し替えがあったのは、第3条の改正文を訂正されたということですね。

<森委員>

久美浜学園のこうりゅう保育所は、民営化されたということで削除することは理解はできます。市の規則からは外れるけれども、久美浜学園の「交流」というところでは、今までどおり、こうりゅう保育所も残るのですね。

<横島教育次長>

今回、市の施設から外れたということで規則を整理したという、委員がおっしゃったとおりでして、それ以外、現在進めております久美浜学園としてのいろいろな意味での交流であったり情報交換は、完全民営化になっても、京丹後市教育委員会の指導なり助言も聞いていただいて、十分協力をしていただける関係は今までどおりというふうに解釈していただければと思っています。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第39号「京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、幼稚園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第40号「第33回全日本還暦軟式野球選手権大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第40号「第33回全日本還暦軟式野球選手権大会の開催に係る後援について」について説明させていただきます。

この事業は、還暦野球を生涯スポーツとして愛し、全国より64チームの代表が集ま

り、全国一を目指す大会を通じて友愛と親睦をめざすことを目的に開催されるものです。

期日は、平成29年9月29日から平成29年10月3日、会場は京丹後市峰山球場をはじめ、京都府北部の10カ所の球場で行われ、9月29日に福知山市三段池公園グラウンドで16時から開会式が行われる予定です。

主催は全日本還暦軟式野球連盟、後援には、京都府、京都府教育委員会をはじめ、京丹後市を含む8市町が予定されています。申請者は京都還暦軟式野球連盟 理事長 福間誠一氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第40号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

申請書の備考の欄が、峰山球場ということで訂正されているのですね。

<横島教育次長>

備考の方には大宮町民グラウンドと書いてありますが、峰山球場を使用すると聞いています。

<吉岡教育長>

今回初めての大会ですか。

<吉田社会教育課長>

各府県をまわっているみたいで、去年は群馬県で行われたと聞いています。初めてだろうと思います。

<吉岡教育長>

去年、還暦野球大会に出たという報告を聞いたと思います。

京都府で開催されるのは初めてということですね。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第40号「第33回全日本還暦軟式野球選手権大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第41号「第1回京丹後市ソフトバレーボールミドル大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第41号「第1回京丹後市ソフトバレーボールミドル大会の開催に係る後援について」説明させていただきます。

この事業は、いつでもどこでも気軽に楽しむスポーツとして、体力づくりと健康の増進を図るとともに、ソフトバレーボール愛好者の交流と親睦を深めることを目的に実施されるものです。

期日は、平成29年5月21日（日）、会場は京丹後市丹後社会体育館で、12チーム70人の規模で行われる予定です。

主催は京丹後市ソフトバレー協会、後援には、京丹後市教育委員会の他、京丹後市体育協会も予定されています。申請者は京丹後市ソフトバレーボール協会 会長 安田稔氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第41号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第41号「第1回京丹後市ソフトバレーボールミドル大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る4月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 5月学校行事予定について

② 5月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

① ジュニアカヌースプリント春季大会について

② 第8回京丹後市総合文化祭舞台芸能祭について

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問がありますか。

<吉岡教育長>

以上で第10回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後3時00分>

[6月定例会 平成29年 6月1日(木) 午1時30分から]